

## パートナーシップ宣誓制度の概要

### 1 目的

第五次宮崎市総合計画に掲げる「一人一人が尊重され、生き生きと暮らせる共生社会」の実現に向け、性的少数者の方の生きづらさの解消などを目的に、令和元年6月10日(月)からパートナーシップ宣誓制度を開始します。

本市が性的少数者のパートナー関係を尊重し、当事者に寄り添うことにより、性的少数者に対する社会的理解が広がることを期待しています。

### 2 制度の施行日等

- (1) 要綱の施行日 : 令和元年6月10日(月) \*電話予約の受付開始日
- (2) 宣誓受付開始日 : 令和元年6月17日(月) \*受領証交付開始日

### 3 策定の経緯

- (1) 宮崎大学の学生からパートナーシップに関する制度を含む「宮崎市性の多様性尊重条例(案)」と題した要望が提出された。(平成30年3月)
- (2) 当事者団体との意見交換会で当事者の意見をお聞きした。(平成30年9月)
- (3) パートナーシップ宣誓制度に関するパブリックコメントを実施し、寄せられた意見に基づき素案を一部修正した。(平成31年3月~5月)

### 4 制度の概要

- (1) 宣誓できる要件
  - ・宣誓者の一方又は双方が性的少数者であること
  - ・20歳に達していること
  - ・宣誓者の一方又は双方が市内在住又は市内への転入を予定していること
  - ・配偶者がいないこと、宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップ宣誓をしていないこと
  - ・近親者(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族)でないこと
- (2) 宣誓の方法
  - ・宣誓者2人が揃って宣誓書を職員の面前で記入し、必要書類を添えて提出する。
- (3) パートナーシップ宣誓書受領証の交付
  - ・宣誓者には1人1枚ずつ、カード型のパートナーシップ宣誓書受領証を交付する。
- (4) 市の制度での活用
  - ・市営住宅の入居申込対象者となる。
  - ・今後、利用できる行政サービスを増やしていくとともに、随時お知らせしていく。

\*手続き等の制度の詳細については、別添「パートナーシップ宣誓制度ご利用の手引き」をご参照ください。

<問い合わせ先>

地域振興部文化・市民活動課 担当: 斎藤

電話 21-1835 内線70(3482)